

事務連絡  
令和3年7月1日

各高齢者施設・住まい }  
各介護保険事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る消費税仕入控除税額報告について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記交付金のうち支援金を申請され、交付決定を受けた方にお知らせいたします。

支援金の交付決定を受けた場合には、第7号様式「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金消費税仕入控除税額報告書」により、仕入控除税額を県に報告する必要があります。

支援金の消費税・地方消費税に係る仕入控除税額が確定したら、令和3年7月頃を目途に御提出お願いいたします。

○提出対象者

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金の支援金の交付決定を受けた方

※仕入控除税額が0円の場合も報告が必要です。

○提出時期

令和3年7月を目途にご提出ください。

○提出方法

県電子申請システムによりご提出ください。

県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者への慰労金・介護事業所等における感染症拡大防止等支援事業について」→消費税仕入控除税額報告書→申請方法→「電子申請システム（消費税仕入控除税額報告書提出フォーム）（別ウィンドウで開きます）」ボタンを押下

※電子申請での提出が困難な場合は、印刷した様式を県に郵送で御提出ください。

郵送提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 緊急包括支援担当

○様式掲載箇所

県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者への慰労金・  
介護事業所等における感染症拡大防止等支援事業について」

URL : [http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19\\_shien.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html)

なお、消費税仕入控除税額の計算方法、対象となる経費等については、税理士又は最寄りの税務署へ御確認いただくようお願いします。

問合せ先

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護分）

コールセンター

電話 (0570)077-160

受付時間 平日 10時～17時

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

緊急包括支援担当

電話 (045) 285-1026